

第6章 計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

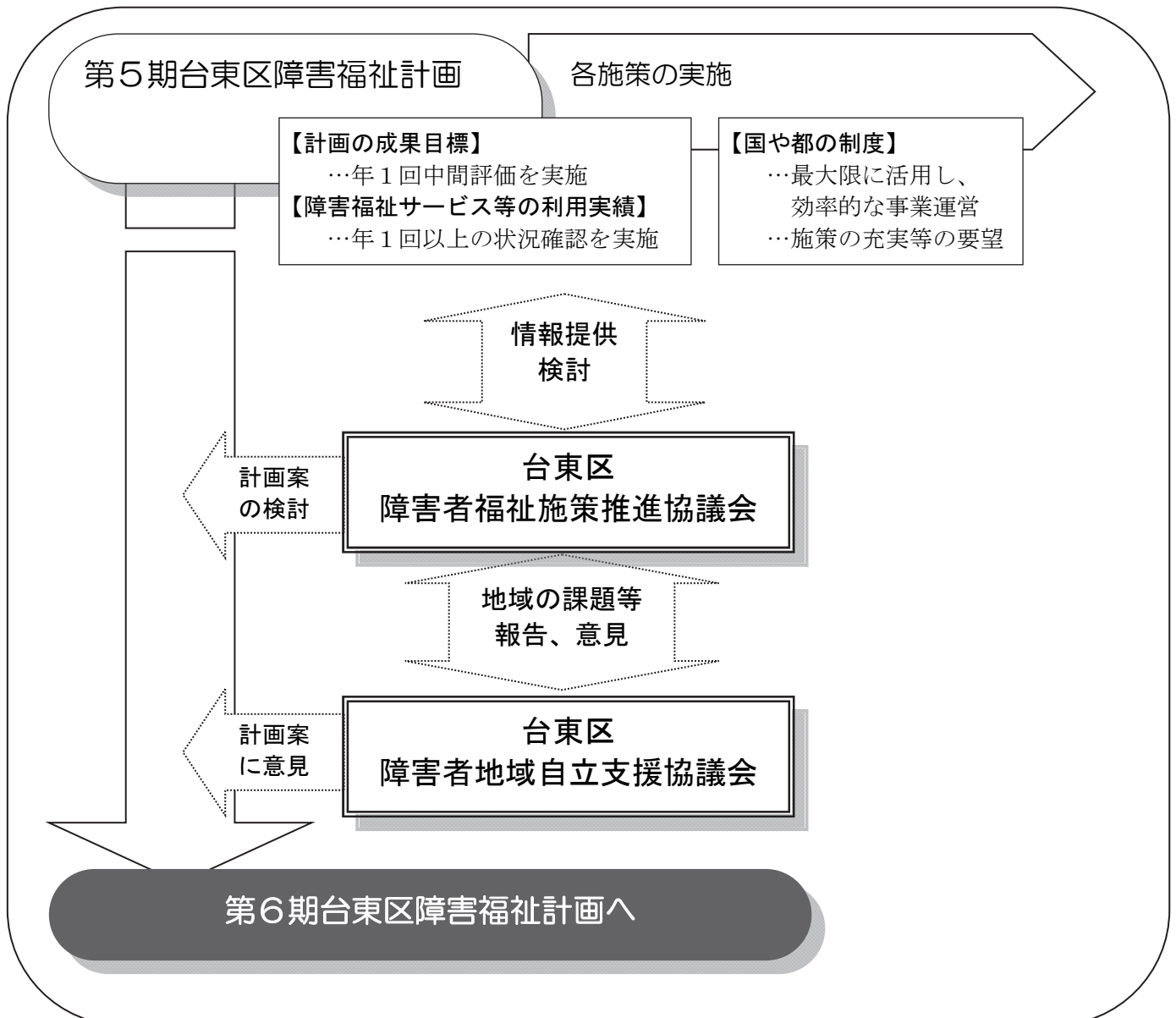
1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、国や東京都の制度を最大限活用することにより、効率的な事業運営を目指します。また、障害者福祉施策の充実や制度の見直しについて、必要に応じて国や東京都に要望していきます。

本計画の見直しに際しては、推進協議会からの意見を踏まえ取り組みます。また、検討組織を設け、障害者や家族、障害者団体など広く区民の意見を反映した取り組みとします。

さらに、台東区障害者地域自立支援協議会から出される意見や地域の課題等についても、推進協議会に報告し、意見を反映した取り組みとします。

■計画の推進体制のイメージ



2 PDCAサイクルとその実施

PDCAサイクルとは、Pはplan、Dはdo、Cはcheck、Aはactを示す略語で、業務を円滑に進めるため、まず

- (1) 計画を立て (plan)、その計画に基づいて
- (2) 施策を実行し (do)、
- (3) 実行した施策について評価を行い (check)、評価の結果、
- (4) 改善が必要な部分はないかを検討 (act) することで、次の計画策定 (新しい“plan”) に役立てるものです。

障害福祉計画の策定にあたっては、このPDCAサイクルの考え方にに基づき、成果目標及び活動指標について、定期的な評価、見直しを行うことが国の基本指針で示されています。本計画においても、この考え方にに基づき、障害者施策を進めてまいります。

◇国の示すPDCAサイクルのプロセスのイメージ

